

第二十二回国 参議院大蔵委員会會議録第十五号

昭和三十年六月十日(金曜日)午後二時
十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川甚五郎君
平林 剛君
森下 政一君

委員

岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
小柳 牧衛君
中川 幸平君

政府委員

大蔵省主計局次長 原 純夫君
大蔵省主計局法規課長 村上孝太郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 会専門員

説明員

大蔵省理財局長 石野 信一君
農林省農林經濟局長 橋 武夫君
農林省農林經濟局長 永野 正二君
食糧庁業務第一部長 中村 正路君
水産庁漁政部長 中村 正路君
漁船保険課長

本日の會議に付した案件

○農業共済再保險特別會計の歳入不足をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別會計に生ずる損失をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(青木一男君) これより委員會を開きます。

○農業共済再保險特別會計の歳入不足をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案、これを議題として質疑を行います。

○藤野繁雄君 昭和二十九年分の農業勘定の共済金というものはもうすでに各農家に支払い済みであるかどうか、もし支払い済みでなかったならば、どのくらい未済があるか、あるいはこの法律案が通過後に支払われる考

えであるかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(橋武夫君) 二十九年の共済金は大部分が農家に支払い済みでございますけれども、ただ水稲につきまして四件ばかりまだ再保險金が決定してないものがござります。その金額にいたしまして、まだ未確定でございますけれども、これが大体十億近くのもの、まだ未決定のままになっております。

○藤野繁雄君 四件で十億ぐらいが未決定であるということであつたらば、それはいつごろ決定して、いつごろまでに支払われる御予定であるか承りたい。

○説明員(橋武夫君) これは再保險金につきましては、各農家から一応被害申告がなされて、それを市町村の組合が一応決定いたしました。その決定に基づきましてさらに被保險者としての連合會がそれをさらに被害額を査定する、その連合會から申請して参りました再保險金の請求に對しましては、農林省の統計調査の数字などにもあつて合せて、さらにその額を承認して、その承認した場合に支払いがなされるというふうな建前になっておりました。今申し上げた点につきましては、私どもの農林省の統計調査の数字から見ました被害の程度というものと、連合會から出して参りました被害額との間に開きがございましてまだ決定に至らないで、さらに連合會に對して再検討して再提出を求めているという段階でござ

います。これが再提出があつてそれが承認が得られ次第、直ちに再保險金が支払われるという段取りになっております。これは少くとも今月中には全部支払いを完了したいというふうに考えてます。

○藤野繁雄君 それでは次に農業再保險のうちの再保險金が前年度よりも三十億四千万円減つておるが、その理由はどこにあるか。また一方予備費の方は一億六千万円以上も増加しておるが、一方の方が減り、一方の方が増加しておるところの理由を承りたい。

○説明員(橋武夫君) それは昨年に比べまして再保險金が減つておりますのは、被害が、二十九年の被害というのは、二十八年に非常な異常災害のあつた年でございまして、それに対して二十九年はやはり異常な災害が、風水害がございまして、それによつて、二十八年に比べてはその災害が少なかったということでございます。

○藤野繁雄君 三十億四千万円減つたのはそれでわかる。しかし一方の方の予備金をふやしたのはどういう意味ですか、この特別會計の二百二十一ページの下の二行目です。

○説明員(橋武夫君) ただいまの御質問の予備金の関係、これは家畜共済と同じく農業共済再保險特別會計でやつておりました。各共済につきましては、一年間の期間を切つて漸次共済に加入いたします関係上未経過保險料が

残るわけでございます。その関係でその二十九年と二十八年の差がこの予備金になって現れてきたんだらうと思ひます。

○藤野繁雄君 今家畜保險のことをお話しになっておりますが、政府は家畜、畜産というものについては非常に奨励するという段取りになっておつて、奨励するということだつたらば、家畜の再保險金も自然増加してさうなうけないか。しかるにこの予算を見ても二十二年以上減少しておるところの理由はどこですか、二百二十四ページ。

○説明員(橋武夫君) ただいまの家畜の再保險金を減額いたしておりますのは、家畜に對しましていろいろな衛生施設、その他が次第に進歩いたしました関係で、年々家畜の死亡率が低下する傾向がございまして、その関係で家畜の掛金も、今年度におきまして相当低下が見込まれる。それに應じて、それに対しまして家畜の支払い事故も低下して、それに対する再保險の支払額が低下するというのが見込まれておるためであります。

○藤野繁雄君 今、政府の方では家畜共済の一元化の実施を奨励しておられるが、そういうふうな関係でこれが減るのですか。一元化の現在の状況、將來の方針、あるいは法律的措置も今講じてつづかれるか、あるいは、大体でいいですか……。

○説明員(橋武夫君) 家畜の一元化はすでに一昨年から実験的に全国の四割程度の組合につきまして実施しておりまして、その成果がすでに相当現われておるわけでありまして。その関係からの死亡率の低下というものがここに現われてきておるようによい考えます。

○藤野繁雄君 次には、農業共済組合連合会の交付金が昨年度よりも一億九千万円以上も増加しているのではありませんか、前年度は非常に災害が多かったからというふうなことで減じた、しかし連合会の交付金というものは前年度よりも一億九千万円増加しているということであれば、その理由がどういふふうなことであるか伺いたい。

○説明員(橋武夫君) 連合会の交付金は、災害の現実の発生に基いて交付するわけでございますので、あらかじめ算定いたしました掛金の国庫負担を政府がいたして、それから組合から上って参ります掛金、それがさらに組合から連合会に保険料となつて上り、連合会から国に対して再保険料となつて上つて参るわけでございますが、県によりまして上つてくる再保険料の方が多い県、それから国が国庫負担として県に渡します方が多い県というものが、県の被害の程度に応じていろいろあるわけでありまして、国から国庫負担をする方が多い県につきまして、連合会に対して交付金が交付されるわけでありまして。それが上りましたのは、結局保険の対象となる農作物の価格が上りました関係から、それに応じて、その単位収量当りの共済金額というものが上つて参つたために、

その額が自然にふえてきたという事情でございます。

○藤野繁雄君 これは大臣かあるいは次官にお尋ねせなくちゃいけないかも知れませんが、農業共済事業については、現在衆議院においても、参議院においても、特別の委員会ができて、慎重研究されておるのでありますが、大体今日までどういふふうな程度に進行しておつて、将来どういふふうな改善したならば、この災害に対処するところの完全な支給ができるというふうに考へておられるか、今日までの成り行き

○説明員(橋武夫君) その問題はお話しの通り、衆議院におきまして、参議院におきまして、それぞれ農林委員会

で制度の根本的な改正についての決議をなされたわけでございますが、それぞれの委員会の御意向を尊重いたしまして、それをどうやって実施に移すかという点をさらに研究いたしますために、昨年来農林省に各院の議員の方、それからそれ以外の学識経験者の方などに御参加を願ひまして、農業災害補償制度の改正のための協議会を設けて検討を続けておる次第でございます。

その協議会におきまして昨年末、さらになお検討が続けられておりますけれども、一応暫定的にある部分についてとりあへず結論を得たということと、農作物の共済につきまして今の反別に共済金額を定める制度を、一筆ごとに収量に応じた石建の共済金額に改めること、それから農家に對しまして共済金額の選択を認めること、それから共済組合の組織というものをさらにもう少し大きな組織にしていつて、従

来合併前の市町村の単位を原則にしてきておりましたものを、新しい合併後の市町村の区域を基準としてさらに共済組合を大きくして、それを強化していくということ、それと、そういうようなことを中心とされました申し合せをされたわけでございます。そのうち組合の組織を拡大すること、これにつきましては私もすでに三月でございまして、各県に通達を出しまして、県ごとに合併の計画を立てさせて、組合の範囲を広げていく、それによつて組合自身の事務処理能力を充実させていく、そうすることによつて共済事業の運営を確実にしていく方向に進みたいということとで極力指導をいたしております。

その他、農作物の共済制度改正の問題等につきましては、その実施につきまして非常に検討を重ねたわけでございますけれども、そういうふうな組合の組織自身が必ずしもまだ十分に強化されていなくて、そういうところに、こういう非常に複雑な選択の制度を入れた、今年度から直ちに実施いたしますという、準備の関係もありまして、水稻の共済制度をこの五月から六月に開始する、それまで万端の準備を整えて、法律的措施もとらなければならぬという事情も考えまして、一方においてそういう組合の能力の問題ということも考え合はせて、さしあたって組合をさらに充実、強化していく、それによつて、そういう改正を受け入れる能力を組合に持たせまして、その上で先ほどの協議会の申し合せにありまして、よりなる事項につきましての実施の細目についての検討をさらに進めていつて、明年度以降にこれを実施に移した

といふふうな考えでございます。もう一つの大きな点は、農作物共済につきましての客観的の損害といふものをどうやってつかむかという点でございまして、これにつきましては、協議会のやはり御意見で、従来は県ごとに、先ほど申し上げました農林省の統計調査部の数字を使いまして、県ごとの損害をある程度認定しておるわけでございますが、それをさらに一歩進めて、郡単位ぐらゐまでの統計の数字を使って損害を確定するということが、正しい損害額をつかむ上において、そういう方向に進むべきではないかという申し合せがございまして、これにつきましても、そういうことで予算の要求をいたしまして、統計調査部では今年度から申し合せの趣旨に従つて、郡ごとに被害額をつかむという計画のもとに現在準備を進めておる次第でございます。

○藤野繁雄君 この農業共済の一番大きい問題は今の問題なんです。それでいろいろと会計検査院あたりから問題にされておるのも今の問題です。下から上つてきたところの数字と、上から下つてきたところの数字が一致しません。それでどういふふうに決定するかというところで、今お話しした四億四千万の金も出ていないという状況になつておる。それでこの農業共済の再保険を完全にすることになれば、どうやって被害の程度を決定するかという根本的解決をせなくては、今後といふことも会計検査院その他から指摘をされることであらうと思ふ。であるから、今そういうふうなところであるといふならば、農業共済の根本的改善は被害状況の決定に

あるといふことであるから、これを土台にして話を進めていかなくちゃできないと、こう考へておるのであります。が、今お話しによれば、郡単位まではそういうふうなことになるということであるが、それでもまだ話はまとまらない、であるから、最後においては自分の作物の被害を農家自身が決定して、それを出したの、上から下つてきたのと一致しないのだから、そういうものがどうしたつて一致するような方法を講ずるようなことを考へなくちゃできないと思つておるのであります。しかしこういうふうなことは、大臣が何かでなくちゃ御答弁できないかわかりませんが、そういうふうなことは一番この問題の大きい点であるといふことだけ私申し上げておきます。

○委員(青木一男君) 他に御質疑がなければ次の問題に移ります。

○委員(青木一男君) 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに、より食糧管理特別会計に生ずる損失を、補填するための一般会計からの繰入金に、関する法律案について質疑を行います。

○藤野繁雄君 この食糧管理特別会計で、私などの一番感じているのは、昭和二十九年の米の減収加算が大体に於いて約三十三億ぐらゐに決定したというところなんです。それがこの特別会計にいかなる影響を及ぼすか、こういうふうなことを一つお尋ねいたします。

○説明員(永野正二君) 昭和二十九年産米につきまして、減収加算右当り百四十円を支出するというのが先般決

定されたわけでございますが、これの食糧会計上の取扱いにつきましては、昭和三十年年度の食糧買入費の中から支払われるわけでございます。昭和三十年年度の食糧会計が成立いたしました後におきまして、この実行上の問題といたしまして、いろいろ予算を編成いたしました当時の事情と、最近の事情におきまして若干の変更要素がございます。たとえば輸入食糧の価格と、当努力をすれば節約をできるのではないかと、また食糧管理で扱っております管理費と申しますか、中間経費と申しますか、それらの部面につきましても、できる限りの節約をいたしまして、これをもつて食糧会計の損益関係を合わせて参りたい、こういうふうなことを、目下実施計画につきましても検討をいたしておるわけでございます。

○藤野繁雄君　そうするというと、簡単に言えば、外国から入れる食糧が安いと思ふから、それで一部分は補うし、一部分は経費の節約によつて補う、こういうふうにお考えですか。

○説明員(永野正二君)　ただいまお述べになりました通りでございます。

○藤野繁雄君　昭和三十年年度の米価の問題もいろいろ出ているのであります。昭和三十年年度の米価は、今新聞で報ずるところによつて見れば一萬幾らというふうなことになるようにあるが、もしそういふふうなことになるとしたら、この食糧特別会計はさらに変更せなくちゃできないのであるか、どういふふうに米価が一萬四以上決定したならばなるのであるか、この特別会計をその際においてはさらに変更されるのであるかどうか

か、大体の構想を承わりたい。

○説明員(永野正二君)　三十年産米の価格につきましては、いろいろ御指摘がございました通り、目下政府部内におきまして検討をいたしておるのでございますが、まだ成案を得ておりませんので、この程度で御了承をいたしたいと思ひます。

○藤野繁雄君　今日の本会議でもある議員が発言しておられたようでありまして、食生活の改善といふものは今後やつていかなくちやできないと、そのためにはまず小学校の給食を実施していかなくちやいけないから、これを奨励しなくちやいけないと、こういうことであるのであります。将来においても食生活改善のために、小学校の給食を奨励せられるお考えであるか、奨励せられるお考えであらうと思ふのであります。奨励せられるというのと、だつたらば、予算を見ても入れるところのものが前年度よりも非常に減じておる、こういうふうなものはどういふふうな理由で減じておるのであるか承りたいのであります。

○政府委員(原純夫君)　給食費本体でございますと総額において十八億四角あり、所管は農林、文部にまたがりますが、計上するといふことにいたしておるわけでございます。お話しは、おそれく二百萬円程度の奨励費のお話であらうかと思ひますが、それでございます。

○藤野繁雄君　これの百九十七ページの上から二行目。

○説明員(永野正二君)　食生活改善につきましては今後とも大いに政府全体といたしましていろいろな方面から力

を入れて参らなければならぬと、こう思つておるのでございますが、今御指摘になりました食生活改善の補助金につきまして、実は昭和三十年年度の予算は、前年度に對しまして節約の關係で若干の減少を見ておるのでございませう。これは一般の経費節約の強い要求に對しまして、この程度の節約は必ずや得ないことではないか、なおこれ以外にいろいろな施策につきまして、食生活改善といふことを積極的に進めて参る所存でございます。

○藤野繁雄君　今の御答弁では不満であります。もうこれ以上質問したつて同じですから……。

○委員(青木一男君)　他に御発言がなければ次に移ります。

○委員長(青木一男君)　漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失を補うるための一般會計からの繰入金に關する法律案について質疑を行います。

○藤野繁雄君　漁船の再保険をできるだけ少くするためには、再保険の原因をなくするやうな方法を講じなくちやいけないと思つておるのであります。そういうふうなことをするのについて、現在政府でどういふやうな対策を講じておられるか。拿捕であるとか何であるとかいうやうないろいろな問題があつて、自然漁船再保険特別會計の金も大きくなるのであります。そういうふうな、現在この金を出さなければできないところのものがいろいろ発生するのであるが、さつきも申し上げたやうに発生しないやうな方法を講じなければならぬ。そういうふうな対策は現在どういふふうに講じておられ

るか、まずこれをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(中村正路君)　特殊保険あるいは給付保険の事故の原因をなくするやうなことを考へるのが大事だといふ御意見でございますが、まことにごもつともな御意見でございます。しかしながら、昨年からの起りました拿捕、抑留といふやうな事件は、韓国あるいはソ連、中共といふやうなところで起つたものであります。いずれも政府としての積極的な効果的な措置が十分とれていないといふことは、はなはだ遺憾だと存じますが、私の方といたしましては、できるだけ危険区域等に出る船につきましては、規律ある操業を行い、そうして誤解による拿捕とか、そういうことをできるだけ避けるやうに指導しておるわけでございます。

○藤野繁雄君　この問題も大臣が次官でなくちやほんとうは答弁ができないと思つておりますから、このくらいでとどめます。

○岡崎眞一君　この漁船再保険の問題について、金額的にいふと七百万円になつております。これは非常に少い金額でありますから、このもの自体についてはいろいろ議論があつたかと思ひますが、それは差し控えますが、この再保険で発生原因です。ね、もちろん今藤野さんからお話があつたやうに、拿捕とかいふ特殊なこと、これは日本の現在の状態においてはやむを得ないところもあるかもしれません。一体こういう補助をしなければならぬかつた支払いの種類ですね、損害発生の原因を、少し大まかでも差しつかえありませんから一つ御説明願ひます。

○説明員(中村正路君)　この給付保険と申しますのは、漁船の乗組員が外国に抑留された場合に、その抑留期間中の給付、これに相当するものを保険で払ふといふ仕組みになつております。従ひまして、この七百万円の不足金といひますのは、全部その給付のための保険金の不足でございます。これもなぜかういふふうな不足が出たかといふことにつきましては、昨年度におきまして予想以上に漁船の拿捕があり、そうしてまたその船員の抑留期間が予想外に長かつたわけでありまして、長かつたといひますのは、主として韓国であります。韓国が相当長くて、現在年度末におきましては二百数十名の乗組員が抑留されております。そうして、その大部分につきまして給付保険の支払いを行なつておるわけでありませう。これにつきましては、昨年一度補正予算の機会に、昨年の十月までに起りました不足額は、一応繰り入れたのでございませうが、その後年度末から今年の春にかけては韓国でまた相当な拿捕が行われまして、そのためにこのやうな損失を招いたわけでありませう。

○岡崎眞一君　最初この給付保険といふものを考へられた際に、見込み違ひがあつたといふお話がありましたが、一体どれくらいの見込みで考へておられたのであります。

○説明員(中村正路君)　大体当初は二千万円程度の保険金支払いで償ひたのではないかと思つたわけでございます。ただこの事故の発生が、自然の災害と違ひまして、非常に人為的な災害でありますから、これを一定の過去の実績から割り出すといひましても、現実と

一致しないということも非常に第一の原因ではないかと思ひます。

○岡崎眞一君 これは今御説明があつたように、予測し得なかつたいろいろな事故の発生でふえたということでございますが、大体当初これを考える場合に、二千万円よりいかどかという事について基礎的に十分検討なさつたことだと思ひますが、しかしその検討される場合に、どうせいいなら一般會計から繰り入れたらよいというより安易な考え方というものが私はあつたのではなからうかと思ひます。そういったような甘い考え方で再保険の支払い金額の想定というやうなことは、これはもちろん考えられなければならぬのでしよう。

○説明員(中村正路君) 実はわれわれといたしましては、この計算の基礎といたしましては、昭和二十五、六、七、三年の数字を基礎にいたしましたわけでございまして、ただその以後の実績等を考えます場合に、多少保険料を上げなければいけないのではないかと考へて出で参つたのでございまして。ただ漁業者といたしましては、普通の保険のほかに、漁船に対する特殊保険、さらにこの給与保険と、三つの保険に入らないうと安心して出漁できないというやうな、非常に一部の地方では苦しい状況になつておるわけでありまして。そうして、操業も意のごとくならないというやうな非常に苦しい状況にあります。そういう点も考慮いたしまして、保険料はできるだけ上げたくはない。しかし、はつきりしたデータがわかりまして、もつと上げなければならぬということになれば、これは考えなければならぬと思ひます。

○岡崎眞一君 今の損害が不測にふえたといふことは、人為的關係とおつしやるけれども、これは人為的關係と言つても國際關係と言つても同じことだと思ひますが、そこで、これは別に、こゝに國家の再保険というより問題に關係して一応伺ひたいと思ひますのは、前の、こゝで一応實問が済んだものも一緒にさかのぼつて伺ひたいと思ひますけれども、こゝにふりかへる農業關係とかいふような保険の場合、毎年こゝに法案が繰り返し繰返し実はこの委員會に出でるわけですね。これは恒例のごとく法案をわれわれはいつも審議して、そのたびにいろいろ議論はあつたので、そのたびにこゝの漁船というやうな場合は、いろいろの國際關係というやうな問題のために不測の損害をこうむつたといふことは、これはわれわれ納得できませんが、農業關係のごときものは、これは長い間の日本の統計というものがあつて、たゞこれは冷害が來たといふやうなことは、特殊な事情かもしれないけれども、これは長い目で見れば予測されるところで、今年、こゝにいろいろものを繰り込んで、今年、これだけの損害が起るといふやうに、実は測定をして行くのが保険の本質であらうと思ひます。これは、そういうた

らぬと思ひますが、人為的な事故であつて、果してそれだけ出るか、場合によつては三ヶ月も四ヶ月も何も事故がないこともございまして。それから抑留期間も、つかまつて一週間くらいですぐ歸される場合があります。そういったいろいろなことを考えまして、一応保険料につきましては据え置いたのであります。

○岡崎眞一君 今の損害が不測にふえたといふことは、人為的關係とおつしやるけれども、これは人為的關係と言つても國際關係と言つても同じことだと思ひますが、そこで、これは別に、こゝに國家の再保険というより問題に關係して一応伺ひたいと思ひますのは、前の、こゝで一応實問が済んだものも一緒にさかのぼつて伺ひたいと思ひますけれども、こゝにふりかへる農業關係とかいふような保険の場合、毎年こゝに法案が繰り返し繰返し実はこの委員會に出でるわけですね。これは恒例のごとく法案をわれわれはいつも審議して、そのたびにいろいろ議論はあつたので、そのたびにこゝの漁船というやうな場合は、いろいろの國際關係というやうな問題のために不測の損害をこうむつたといふことは、これはわれわれ納得できませんが、農業關係のごときものは、これは長い間の日本の統計というものがあつて、たゞこれは冷害が來たといふやうなことは、特殊な事情かもしれないけれども、これは長い目で見れば予測されるところで、今年、こゝにいろいろものを繰り込んで、今年、これだけの損害が起るといふやうに、実は測定をして行くのが保険の本質であらうと思ひます。これは、そういうた

よるな、多少保険的な考え方を持つておる者からすると、われわれは保険ではないと言ひたいのであります。あえてこれを保険の名においてしておられるといふことに何か理由があるのですか。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいまの岡崎先生のお話でもつともございしますが、この農業共済再保険と言ひますのは、普通の保険の原則から申しますと、短期保険でありまして、その年の、あるいはある程度一定の期間の間における保険計算が違つておられます。その場合には保険料率を変へまして、それによつて、あるいは益金が出たら積み立てするなり、保険料率を上下することにやつてバランスをとれるというのが原則でございまして。この農業共済再保険につきましても同じやうな原則でございすけれども、これは御承知のやうに約二十年の間の長期のバランスということを目的とした保険でございまして、従ひまして五年ごとに、保険料率といひますか、共済掛金率と申しますか、それを變へて参りますが、その改訂いたします保険料率と申しますものは、前二十年の被害率といふものを平均いたしましたして、その間にいろいろ数学的にむずかしい……災害の多かつた年とか、あるいは非常に豊作だつた年とか、非常に異常なデータがのけて、大体平均的に見られる過去二十年の期間の被害率の平均をもつて掛金率を作つております。そこで理論的に言ひますと、二十年たつと、その間に出入りはあるけれども、結局バランスする、こゝに話になるのである

會計の繰入金につきましては、ちゃんと法律に書いてございまして、黒が出たら一般會計に返せ、そういうふうな規定がついておるわけでございます。ただ現在におきましては、過去二十年間と申しますと、戦争中はさきまして前後十年ずつになるわけでございますが、戦前の統計というふうなものが現在の進歩しました農業統計のごとく信頼できるものかどうか、それから戦後における、戦時中の乱伐によるところの大きな災害とか、非常に災害があるといふ事情その他から、實際に現在の掛金率といふものが妥当なものかどうかといふことについては、いろいろわれわれも検討いたしてございす。そこで現在に過去二十年の被害率を平均します場合には、最近の五カ年のウェイトは四とか、その前は三とか、二とか、いろいろウェイトに差をつけてやつておるわけでございますけれども、こゝにふりかへる農業共済再保険の法律案をお願いするところから言ひますと、掛金率が果して正當なものかどうか、ちよつと自信がないのでありまして、そこで、現在いろいろな方面から検討いたしておる。そういう点からも今後改められるものだろうと思ひますけれども、一応農業共済再保険特別會計につきましては二十年の長期バランスといふことを考えておるのだといふことで、御了解を願ひたいと思ひます。

それから第二の食糧の問題につきましては、これはまあ繰り入れと申しましても、去年災害がございしました地域の飯米がなくなつた農家に対して、安く米あるいは麦を売り渡すという議員の方の立法がございまして、それに

よつて生じた損失でございまして、これは政策一般の元締めをいたしておりますところの一般會計からその赤字を繰り入れるのが當然であるといふことで、繰り入れをいたしておるわけでございます。

○岡崎眞一君 御説明は一応筋は通つておると思ひます。ところが、去年であつたかと思ひますが、これに關連して、私は要求されたけれども、どなたかが要求された資料が出ております。その資料をはつきり記憶しておりませんか、毎年赤字になつておる。そして、それはたしか十年ぐらいの統計、もつと古い統計であつたと思ひますが、それをずつと見てきても、ちよつと考へてみると、明らかにこれは……、一体何も保険は利益を出すのが保険じゃないのですけれども、とんとんにゆく見通しがないやうに見えるので、それと要するに補助金をやめるとかやめぬとかいふやうないろいろな問題と關連して、形をかえて、そういう保険の形で補助してゆこうといふやうな意思が濃厚に実は動いておるといふやうな私は感じを持つております。そこで、それなら、いふそのこと保険なんて、しちめんどくさい仮面を脱いで、そういうふうにしてゆくのが、補助金的なものにしてゆくのが本筋ではなからうかと思ひます。そこで私は、あくまでそういうふうなことをおきながら、今おつしやるやうに、二十年の統計であるとか、やれ何とか、いろいろそれはお話の筋道をお立てになつてお話になつておるけれども、根本的にいふと、そこにもう一つびつと来ないも

のが私はあると思うので、これはあくまで保険の形でそんなものを将来ともやっつけられるつもりなのか、それとも補助金というふうなものに、すっきりしたものでしてゆこう、こういうことが政府あたりのお考えか、これは時の政府によって違ふでしょうが、行政官の立場においていろいろ困られることもあろうと思うのですが、しかしそれを抜きにして、一応あなたのお考えとしては、こういう問題についてどちらがいいというふうにお考えになるかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(村上孝太郎君) 農業共済制度というものが、農村におきまして、国民健康保険と相並びまして、農村の二つの大きな社会保障制度をなしておるわけでありまして、非常に重要なことは認めるわけでございますが、われわれの立場といたしましては、そういうふうな非常に重要な制度ではございませうけれども、これを補助金としてやり放しにしようという考えは毛頭ないのでございます。先ほど、農業共済再保険につきましては、上からの査定と下からの要求とが合わないために、非常にためらな給付が行われておる、たしかに現在のところ、あまり整った保険制度という体をなしてないかも知れませんが、われわれも、いたしましては、農村で相互に共助して、そうした毎年の災害というものに對して、特に作柄に依存する農林経済というものをお互いに保険制度でもって負担するということが当り前の話じゃないか、これを補助金としてやるつもりは毛頭ございませんし、この法案にくっついておりますように、いざ

れ保険が、昭和二十七年当時相当黒字が出ましたけれども、昭和二十七年当時のように黒が出れば一般会計に召し上げるというつもりで考えておりません。

○岡崎眞一君 それは、なるほど理屈としては、補助金というよりなものにするに於いての弊害はたくさんあると思ひます。だから、それは今おっしゃる通りに、いわゆる損害を多勢が負担し合うという意味合いで保険制度にするという考え方は、これは私は成り立つと思ひます。ことに先ほど健康保険なんかと同じような筋であろうと思ひますけれども、これは納得ゆかないことではないのですが、しかし、そのものについて成り立たないようなレートをやるということ自身に、むしろ保険というところにどうしても考えてゆかなければならぬ問題があると思ひます。そこで、そうかといって、それは保険レートを、掛金を上げるといふことは、これはもとより非常に多くの農村の人にそれだけの負担をかけるべくというところからできないといふ、そこにジレンマさえ起つて来ると思ひますが、それならばつきりと改正でもして、今のどうしても安い、二十年間の統計をとって、そうして、それによつてとんとんにゆくようにレートを改正してゆくという趣旨を貫かせるならば、これはむしろ改正でもなすつて、これをやるべきでは戻し入れをするというのをやめて、ファシンドとして積んでおいて、二十年くらいたつて、そのときに初めてやるというこのほうが、これは御説明の趣旨が一貫すると思ひますが、これはどうですか。

○政府委員(村上孝太郎君) ファシンドという考えはまさにその通りでありまして、ファシンドを実はやっておつたのでありますが、食いつぶして一般会計から要求するという状態でありまして、この農業共済制度というものは保険として成り立つかどうかという問題がありまして、これはいろいろ非常に複雑な制度でございますから、検討いたしてみたいとわからぬのであります。が、確かに長期保険というものは統計に依存しておるわけですから、よるべき統計というものの信頼性如何によつては、いわゆるわれわれが考えている長期バランスというものがとれるかどうかからいへば、その面から、現在農林省あたりも、いろいろよるべき被害の統計について検討いたしておるものであります。もう一つ、保険がうまくゆかないのは、乱給と申しますか、そういう給付が乱雑に流れるということが大きな問題だと思ひます。これは先ほど御指摘になりましたように、現在上からの基準がないのですから、たとえば下から四倍要求して上から二分の一に査定しておるから、結局二倍の金が獲得できたといふような例も会計検査院の指摘の中にはございまして、そこで先ほど申されましたように、査定をする、共済組合から連合会、さらに農林省へと、この過程におきまして、査定をする当局がしっかりと被害の基準というものをもちましてやるというところは、これは非常に大事な問題であります。それからまた、現在のところ、一万の組合がありまして、市町村の方は合併できたけれども、組合のほうはそのままだに入れずにあるという状態で、従つて組合の理事者のしつかりしたものを入れたい

しように、そういう関係から、組合の組織あるいは給付制度に対する査定の客観的基準というふうなものから、一つ今年あたりは立て直す必要があるのではないかといいことでやつております。ただ先ほど申し上げましたように、日本の農民がこれに依存しておるに、日本に急激に回復をいたすというところは、一挙に急激に回復をいたすというところは、影響もありまして、漸進的な方法ではありますけれども、われわれとしては、保険としてこういう制度が成り立つておるという確信のもとに給付をやつておる、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○委員(青木一男君) 臨時通貨法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

安と結びついて、いろいろ議論がなされたようなこともございますので、なおそういつた点について全然不安がないということになりませんと、理論的にいいますと、今のところこれは発行する考えはございません。

○藤野繁雄君 これは参考のためお尋ねしたいのですが、この間のお話にあつたかわかりませんが、十円と五十円と今度できるとするならば、これがどのくらいの費用でできるのかということ。それから、十円紙幣だったか、五十円紙幣だったか、八カ月くらいしか保存がきかないということでした。が、そういうようなところを具体的に御説明をお願いします。

○説明員(石野信一君) 議題になつております五十円のニッケル貨幣は、製造の単価は十二円四十銭程度でございます。それから十円の青銅貨幣が二円八十九銭、五円黄銅貨幣が一円七十四銭、なお、最近発行することにした一円アルミ貨幣、これは九十六銭六厘程度の単価がかります。それから仰せの通り、同じ五十円でも、紙幣の場合には、九カ月程度しか保ちませんので、こういう意味で、コストは五十円の紙幣の方は二円六十三銭でございますけれども、硬貨の方は、五十円補助貨幣の方は大体半永久的でございますので、長い目で見ると、コストの点でも硬貨の方が有利になるわけがあります。

○委員(青木一男君) 他に御質疑があれば次に移ります。

○委員(青木一男君) 証券取引法の一部を改正する法律案及び証券投資信託

の一部を改正する法律案及び証券投資信託

法の一部を改正する法律案を一括議題として質疑を行います。

御発言がなければ、本日はこの程度で散会いたします。

午後三時十一分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された（予備審査のための付託は四月二十五日）

一、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

一、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

一、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

一、臨時通貨法の一部を改正する法律案

六月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、銀行法の一部を改正する法律案（衆）

銀行法の一部を改正する法律案
銀行法の一部を改正する法律
銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。
第三十二条の次に次の一条を加える。
第三十二条ノ二 銀行ハ一人ニ対シ資本ノ額及準備金（利益準備金、資本準備金其ノ他株主勘定ニ属スル準備金ヲ謂フ）ノ額ノ十分ノ一

ヲ超エテ金銭ノ貸付（手形ノ割引ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得ズ
第三十四条に次の一号を加える。
三 第三十二条ノ二ノ規定ニ違反シタルトキ

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に銀行のなした契約による資金の貸付（手形の割引を含む。）で、改正後の銀行法第三十二条ノ二の規定により銀行のなすことができないものについては、その契約の存続する間、なお従前の例による。

3 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。
第十七条中「第二十六条（他業会社への転移）」の下に「第三十二条ノ二（一人に対する貸付の制限）」を加える。